| 改      |  |
|--------|--|
| 正      |  |
| 案      |  |
|        |  |
|        |  |
|        |  |
|        |  |
| and ET |  |
| 現      |  |
| 行      |  |
|        |  |
|        |  |

(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)

第四条 費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか 第一項に規定する特定教育・保育をいう。 第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認 者 支給認定子ども」という。)をいう。以下同じ。)に係る支給認定保護 子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども(以下「 定保護者の区分に応じ、 (同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。) についての法 教育認定子ども (法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前 当該各号に定める額又は特定教育・保育 以下同じ。)に係る標準的な (同条

<u>·</u> (略)

低い額とする。

三 支給認定保護者 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における (次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円

兀 五 略

2 • 略

4 六条第二項に規定する要保護者をいう。) その他内閣府令で定めるもの 定教育・保育のあった月において要保護者等 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特 (要保護者 (生活保護法第

(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)

第四条 子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども(以下「 低い額とする。 費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか 第一項に規定する特定教育・保育をいう。 定保護者の区分に応じ、 第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認 者 支給認定子ども」という。)をいう。以下同じ。)に係る支給認定保護 (同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。) についての法 教育認定子ども(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前 当該各号に定める額又は特定教育・保育 以下同じ。 に係る標準的な (同条

(略)

三 支給認定保護者 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における (次号及び第五号に掲げる者を除く。 万四千百

円

略

四 · 五

(略)

2 •

4 六条第二項に規定する要保護者をいう。) その他内閣府令で定めるもの 定教育・ 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特 保育のあった月において要保護者等 (要保護者 (生活保護法第

円 ては、 だし、 は、 る。 み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、 項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、 二項第五号中「二万六千六百円)」とあるのは「二万六千六百円)。 るのは「三千円」と、 する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万百円」とあ をいう。 百円)」とあるのは「二万九千六百円)。ただし、次項の規定により読 定保護者にあっては、 と、 とあるのは「零」とする 一万九千三百円)」とあるのは 六千円とする。 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合にあっ 以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関 同項第六号中「一万九千五百円 ر کر 一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と、 同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、 同項第六号中「一万六千五百円 「九千円」と、 (短時間認定保護者にあって 前項第五号中「二万九千六 同項第七号中「九千 九千円とす (短時間認 同 た 第

(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)

の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第

-・二 (略)

額とする。

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万百円

四・五 (略)

っては、 九千円」とあるのは「零」とする とする。」と、 り読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、 千六百円)」とあるのは「二万九千六百円)。ただし、 間認定保護者にあっては、一万六千三百円)」とあるのは「六千円」と あっては、 とあるのは する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万四千百円」 をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関 第二項第五号中「二万六千六百円)」とあるのは「二万六千六百円) 同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、 ただし、 一万九千三百円)」とあるのは 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合に 六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円 「三千円」と、 同項第六号中「一万九千五百円 同項第四号中「三千円」とあるのは 「九千円」と、 (短時間認定保護者にあ 前項第五号中「二万九 次項の規定によ 同項第七号中 「零」と 九千円

(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)

一·二 (略)

前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万四千百円

四・五 (略)

4

第六号中「一万六千五百円 号中「一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」と あるのは 百円)。ただし、 百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは る同号ただし書に規定する場合にあっては、六千円とする。」と、 二万六千六百円)。ただし、 あるのは「零」と、 該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、 定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当 し書に規定する場合にあっては、 「零」と、 万九千五百円 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特 「九千円」と、 前項第五号中「二万九千六百円)」とあるのは「二万九千六 (短時間認定保護者にあっては、 同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただ 第二項第五号中「二万六千六百円)」とあるのは 同項第七号中「九千円」とあるのは (短時間認定保護者にあっては、 同条第四項の規定により読み替えて適用す 九千円とする。 ر کر 一万九千三百円)」と 同項第六号中「 一万六千三 第一項第三 「零」とす 同項 4

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

る

る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額(同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。)に係第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げ

0

いずれか低い額とする

2 · 3 (略)

とする。 」とあるのは 千六百円)。ただし、 のは 」とあるのは 号中 中 ただし書に規定する場合にあっては、 千三百円)」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」 同項第六号中「一万六千五百円(短時間認定保護者にあっては、 用する同号ただし書に規定する場合にあっては、 は「二万六千六百円)。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適 該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、 定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特 「一万九千五百円 「零」と、 「一万四千百円」とあるのは「三千円」と、 「零」と、 「九千円」と、 前項第五号中「二万九千六百円)」とあるのは (短時間認定保護者にあっては、 同条第四項の規定により読み替えて適用する同号 第二項第五号中「二万六千六百円)」とあるの 同項第七号中 九千円とする。」と、 「九千円」 六千円とする。 同項第四号中「三千円 とあるのは 一万九千三百円) 第 同項第六号 二万九 一項第三 とある 一万六 零

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

# 一·二 (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円三 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

# 四・五 (略)

支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特 2

一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるの

は「零」とする。

# (法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)

る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額(同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げ

## · 二 (略)

いずれか低い額とする

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円三 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

# 四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特

## 一・二 (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百三 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

#### 円

# 四・五 (略)

るのは「零」とする。 一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあ 支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「 支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特

# (法第二十八条第二項第三号の政令で定める額

# 一・二 (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百三 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

# 四·五 (略

円

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特

一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるの支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

は

「零」とする。

-- (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円 一 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者を同じるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「三千円」と、同項第三の当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別では、

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

一万四千百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあ支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

るのは「零」とする。

り算定した額のいずれか低い額とする。 同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準によ型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下型・公司の政策を表別の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げ

一・二 (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百三 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

円

四・五 (略)

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三の当該支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特2 であるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

## ·二 (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万百円三 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

# 四・五 (略)

# 2 · 3 (略)

4

は、 中 百円 千六百円)。 例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給 六千円」と、 ある場合にあっては、 は 認定保護者に関する前三項の規定の適用については、 万百円」とあるのは「三千円」と、 規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあって 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特 「二万九千六百円)」とあるのは「二万九千六百円)。ただし、 「零」と、 九千円とする。」と、 (短時間認定保護者にあっては、 ただし、 同項第七号中「六千円」 第二項第五号中「二万六千六百円)」とあるのは 六千円とする。 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満で 同項第六号中「一万九千五百円 」と、同項第六号中「一万六千五 とあるのは 同項第四号中「三千円」とあるの 一万六千三百円)」とあるのは 「零」と、 第一項第三号中「 (短時間認定 前項第五号 二万六 次項

### ·二 (略)

支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万四千百一 市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における

#### 円

# 四・五 (略)

2

3

略

4 っては、 るのは 次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあ 五号中「二万九千六百円)」とあるのは「二万九千六百円)。 は 千五百円 満である場合にあっては、 万六千六百円)。 認定保護者に関する前三項の規定の適用については、 例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給 一万四千百円」とあるのは「三千円」と、 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同 「六千円」と、 「零」と、 九千円とする。」と、 (短時間認定保護者にあっては、 ただし、 同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、 第二項第五号中「二万六千六百円)」とあるの 六千円とする。 市町村民税所得割合算額が七万七千百 同項第六号中「一万九千五百円 ر کر 同項第四号中「三千円」とあ 一万六千三百円)」とあるの 一の世帯に属する者が 同項第六号中「一万六 第一 項第三号中 (短時間 前項第 二円未 は

第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。保護者にあっては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、同項

(施設型給付費等負担対象額の算定方法)

第二十三条 (削る)

(削る)

型給付費等負担対象額をいう。以下同じ。)は、各市町村につき、その施設型給付費等負担対象額(法第六十六条の二第一項に規定する施設 3

一〜九 (略)

支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して 村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、 者が負担することが困難であると認め、 ことにより、 市町村が定める額 十七条第三項第二号の市町村が定める額、 育・保育等をいう。 市町村が、 特定教育・保育等 次項において同じ。)に要する費用を支給認定保護 同項第一 災害その他の内閣府令で定める特別の事由がある 一号の市町村が定める額、 (法第五十九条第三号に規定する特定教 その負担を軽減するよう法第二 法第二十八条第二項第一号の 同項第三号の市町 法第三

同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。認定保護者にあっては、一万九千三百円)」とあるのは「九千円」と、

(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第二十三条 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施

、う。从下にひたにおいて聞い。)つ四分の一と負担ける。 設型給付費等負担対象額(同項に規定する施設型給付費等負担対象額を

国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給はいう。以下この条において同じ。)の四分の一を負担する。

担対象額の二分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負

号に掲げる額の合算額とする。

施設型給付費等負担対象額は、

各市町村につき、

その支弁する次の各

一~九 (略)

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 村が定める額、 市町村が定める額、 当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して 十七条第三項第二号の市町村が定める額、 者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二 育・保育等をいう。 ことにより、 市町村が、 特定教育・保育等 法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、 次項において同じ。)に要する費用を支給認定保護 同項第二号の市町村が定める額、 災害その他の内閣府令で定める特別の事 (法第五十九条第三号に規定する特定教 法第二十八条第二項第一号の 同項第三号の市町 由 法第三 が ある

適用については、 域型保育給付費をいう。 型保育給付費 他 を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする おいて同じ。 十八条第一項の特例施設型給付費をいう。 設型給付費をいう。 定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を 十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その 同項第三号の市 の事情を勘案して市町村が定める額 (法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。 又は特例地域型保育給付費 同条各号中 町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者 次項において同じ。 次項において同じ。 「に定める額」とあるのは、 )、特例施設型給付費 同項第二号の市町村が定める額 次項において同じ。 (法第三十条第一項の特例 )に関しての前条の規定の (法第二十七条第一 「に定める額 (法第二 一項の施 次項に 地域 地

額 受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、 で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施 閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額)」 給付費に関しての 設型給付費、 月 とあるのは、 の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令 特例施設型給付費、 前条の規定の適用については、 「に定める額 (月の途中において特定教育・保育等を 地域型保育給付費又は特例地域型保育 同条各号中 「に定める لح 内

2

とする。 める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額 規定の適用については、 域型保育給付費をいう。 おいて同じ。 型保育給付費 十八条第一項の特例施設型給付費をいう。 設型給付費をいう。 定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を 他の事情を勘案して市町村が定める額 十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その 同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者 (法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。 又は特例地域型保育給付費 次項において同じ。 次項において同じ。) に関しての前条第1 同項各号中 「に定める額」とあるのは、 同項第二号の市町村が定める額 次項において同じ。 (法第三十条第一 特例施設型給付費 (法第二十七条第一項の 項 0 (法第二 次項に 特例 三項の 「に定 地域 地 施

2 は、 育等を受け始めたことその 定める額」とあるのは、 給付費に関しての前条第三項の規定の適用については、 設型給付費、 で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令 とする 内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額 特例施設型給付費、 「に定める額 他内閣府令で定める事由の 地域型保育給付費又は (月の途中において特定教育・ あっ 同項各号中 特例地域型保育 た月につい に 保 て

する。

| (略) |
|---|
|---|

| (委託費の支払に<br>替え)<br>帯七条 前条第一項<br>する場合における<br>する場合における   | (略)          | 項           | 法第六十六条                                    | 第二号 支給      |
|--|--------------|-------------|---|-------------|
| 額」とあるのは、「及び法附則第六条第一項に規定するする場合における第二十三条の規定の適用については、一項、第六十七条第一項の規定により法第六十五条第二号、第替え)<br>(委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定                         | (略)          | 第六十五条       | 第六十五条                                     |             |
| 受」とあるのは、「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払にする場合における第二十三条の規定の適用については、同条中「の合算項、第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用で入。<br>前条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十六条の二第でえ) | (略)          | み替えられた第六十五条 | り読み替えられた第六十五条で成二十六年政令第二百十三号平成二十六年政令第二百十三号 | 支給並びに委託費の支払 |
| —————————————————————————————————————  | 2            | 第1 注        | 第 注                                       | 第 注         |
|  | $\widehat{}$ | 70 14       | 77 14                                     |             |
| 「及び法附則第<br>「及び第六十八条<br>一条の規定の適<br>三条の規定の適  | (略)          | 第一項 法第六十八条  | 第一項 法                                     | 第二号 法第六十五条  |
| 「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額と三条の規定の適用については、同条第三項中「の合算額」とあるのは、及び第六十八条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十七条第一項替え)                                  | (略) (略)      | 十八          | 十七七                                       | 三号   支給     |

要する費用の額との合算額」とする。

る都道府県及び国の負担) 一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係 (法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第

四条、 額が零を下回る場合には、 いて準用する第五条、 二号中 額を控除した額が零を上回る場合は、 定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が定める 二に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が て準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十四条の あるのは おいて準用する」と、 第四条、 七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは 定の適用については、 十八条第一 イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二に 「第二十八条第二 第十四条又は」とあるのは 第七号及び第九号」と、 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六 「附則第十二条において準用する第四条、 項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規 「第五条、 附則第十七条において準用する第十四条又は附則 「当該額が零を下回る場合には、 同条中「次の各号」とあるのは 一項第一 第十四条又は」 零とする。)」と、 号」とあるのは 「合算額」とあるのは 「附則第十二条において準用する第 当該額を加算した額」と、 とあるのは 「法附則第九条第一 同条第 「附則第九条第一 附則第十七条におい 「附則第十三条にお 一号中「法第二十 零とする。 「第一号から第三 「合算額 項 第 項第二 同条第 \_ と (当該 一号

合算額」とする

る都道府県及び国の負担)一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係(法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第

第十八条 と 第一 条において準用する第五条、 項第二号イ(1) 同項第二号中 定める額を控除した額が零を上回る場合は、 四条の二に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理 において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する第十 の二において準用する」と、 する第四条、 第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは ら第三号まで、 定の適用については、 十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規 大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が (当該額が零を下回る場合には、零とする。)」と、 とあるのは 号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額. 「第四条、 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一 附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条 第 と 第七号及び第九号」と、 第十四条又は」とあるのは 「附則第十二条において準用する第四条、 一十八条第二項第一号」とあるのは 「第五条、 同条第三項中「次の各号」とあるのは 附則第十七条において準用する第十四条又 「当該額が零を下回る場合には、 第十四条又は」とあるの 「合算額」とあるのは 「附則第十二条において準 当該額を加算した額」 「法附則第九条第 同項第一号中 「附則第九条第 は 附則第十七 附則第十三 項 「第一号か 零とする 及び第六 「合算額 と 法 項 甪

合は、 第十四条又は附則第十七条の二におい 項第二号口(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の 則第九条第一 げる市町 第十七条の二において準用する」と、 額から法附則第九条第一項第二号ロ⑴に掲げる内閣総理大臣が定める基 則第十五条において準用する第十一条、 十七条におい 条又は」とあるのは 」とあるのは 額及び同号ロ②に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場 条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第 用する第六条 を下回る場合には、 る第十四条又は附則第十七条の二において準用する」と、 した額」と、 る内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ(2)に掲 する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一項第二号イ⑴に掲げ 第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用 零とする。」とあるのは 「附則第十四条において準用する第六条、 当該額を加算した額」 ·村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、 「当該額が零を下回る場合には、 項第二号ロ(1)」と、 同条第三号中「第二十八条第三 て準用する第十四条又は附則第十七条の二において準 「附則第九条第一項第三号イ⑴」と、 附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七 零とする。」とあるのは 「附則第十五条において準用する第十一条、 「附則第十三条において準用する第五条、 ۲, 同条第七号中 「第六条、 て準用する第十四条の二に定め 「当該額が零を下回る場合には、 附則第十七条において準用する 零とする。 附則第十七条において準用す 一項第二号」とあるのは 第十四条又は」とあるの 「附則第十四条において準 「第三十条第一 「第十一条、 」とあるのは 「当該額が零 当該額を加算 一項第二号 附則第 第十四 一用す 附則 附 附 Ś は

るのは 条第一 には、 定める額から法附則第九条第一項第二号ロ⑴に掲げる内閣総理大臣; 用する第十四条又は附則第十七条の二におい は 準用する」と、 附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条の二に 第十四条又は」とあるのは 第二号」とあるのは 回る場合は、 費用の額及び同号口②に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上 第十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則 11 額が零を下回る場合には、 準用する第十四条又は附則第十七条の二において準用する」と、 は を加算した額」と、 ②に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、 に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ て準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第一 は附則第十七条の二において準用する」と、 附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七 て準用する第六条、 「附則第九条第一 「附則第十五条において準用する第十一条、 零とする。」とあるのは 項第二号口(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した 「附則第十四条において準用する第六条、 当該額を加算した額」 「当該額が零を下回る場合には 項第二号ロ(1)」と、 同項第三号中 「附則第九条第一項第三号イ⑴」と、 附則第十七条において準用する第十四条又は附則 零とする。」とあるのは 「附則第十五条において準用する第十一条、 「附則第十三条において準用する第五条 「第二十八条第二項第二号」とあるの と、 同 「第六条、 項 第七号中 て準用する第十四 「当該額が零を下 附則第十七条において準 零とする。 附則第十七条におい 第十四条又は」 「附則第十四 第三 項第二号イ 条の二におい 「第十一条、 」とあるの 一十条第二項 回る場合 条の二に 当該額 |条にお おい 「当該 とあ が定 第 7 て (1)九

と は、 第三号口(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の 則第十七条の二において準用する第十四条の二」と、 除した額が零を上回る場合は、 準により算定した費用の額及び同号ロ2)に掲げる市町村が定める額を控 及び同号口②に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合 の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第九条第 る第十三条、 回る場合には、 「第三十条第二項第四号」 て準用する第十三条、 当該額を加算した額」 「第十三条から第十四条の二まで」 附則第十七条において準用する第十四条又は附則第十七条 零とする。 附則第十七条において準用する第十四条又は附 とする 」とあるのは とあるのは 当該額を加算した額」と、 「附則第九条第 とあるのは 「附則第十六条において準用す 「附則第十六条にお 一項第三 「当該額が零を下 同条第九号中 一号口 (1) 項 額

イ (1) の 町 項第二号」とあるのは 又は法附則 村が定める額又は 定める額 第二号口 る第二十四条の規定の適用については、 村が定める額、 前 項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合におけ 項 市町村が定める額、 第一 (1)の市町 第九条第 ٤, 号」とあるのは 同項第四号」 対が定める額、 同項第三号の市町村が定める額、 「同項第一 項第三 「附則第九条第一項第一号イ」と、 法第三十条第二項 号口 一号の市町村が定める額、 とあるのは 「同項第二号イ⑴」と、 (1) 法第二十八条第二項第三号の市町 と 同条第一項中 「法附則第九条第 「同条各号」 (第三号の市町村が定める とあるのは 同項第二 「第二十七条第三 「同項第一 とあるのは 「法第二十八 一号の 項第三号 号の 同 市町 村が 同 額 項 市

条第一号

第二号、

第三号、

第七号及び第九号」と、

同条第二項中

同

項

第

一号

第二号、

第三号、

第七号及び第九号」と、

同条第二項中

同

2

2

九号中 第一 る場合は 用の額及び同号ロ②に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回 十七条の二において準用する第十四条の二に定める額から法附則第 準用する第十三条、 零を下回る場合には、 又は附則第十七条の二において準用する第十四条の二」 額を控除した額が零を上回る場合は、 める基準により算定した費用の額及び同号ロ 条において準用する第十三条、 (<u>1</u>) 項第三号口(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費 「第三十条第二 当該額を加算した額」 「第十三条から第十四条の二まで」 附則第十七条において準用する第十四条又は 一項第四号」 零とする。 附則第十七条において準用する第十四 とする。 」とあるのは とあるのは 当該額を加算した額」 (2)に掲げる市町村が 「附則第九条第一 とあるのは 「附則第十六条におい と 附則第十六 「当該額が 項 定める 附則第 同項 第 九 三号 第

又は 村が定める額又は同項第四号」 定める額 第二号ロ(1)の市町 町 条第二項第 項第二号」とあるのは る第二十四条の規定の適用については、 イ(1)の市町 村が定める額、 前項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合に 法附則 第九条第一 村が定める額、 一号」 ٤, 対が定める額、 とあるのは 同項第三号の市町村が定める額、 「同項第二号の市町村が定める額、 項第一 「附則第九条第一 法第三十条第二項第三号の市町村が定める額 三号口 「同項第一 とあるのは 法第二十八条第二項第三号の市 (1) Ł, 一号 イ (1) 項第 同条第一項中 「法附則第九条第 同項各号」 一号イ」と、 と、 同 とあるの 「第二十七条第三 「同項第二号の [項第三 とあるの 「法第二十八 号 は 《第三号 0) 「同項 おけ 市町 村が 同 市

| 除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。 | その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控 | 市町村が行う司条第一項に規定する保育充実事業に要する費用の額から、「新学」は非常に対象のでは、「新学」に対象のでは、「新学」に対象している。「「新学」に対象している。「「「新学」に対象している。「「「「「「「「「「「「「「」」」」に対象している。「「「「「」」」に対象している。「「「「「「」」」に対象している。「「「「「」」」に対象している。「「「「「」」」に対象している。「「「「」」」に対象している。「「「「」」に対象している。「「「」」に対象している。「「「」」に対象している。「「「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。「」」に対象している。」はいる。「」」に対象している。」には、これに対象している。」には、これにはないる。」にはないる。」はないる。」にはないる。。」にはなる。」にはないる。。」にはないる。。」にはないる。。」にはないる。。」にはないる。。」にはないる。。」にはないる。。」にはなる。。」にはないる。。 | て司条第一項こ規定する時定市町村又は司条第二項こ規定する事業実施 | 第二十条 法附則第十四条第三項の規定による国の補助は、各年度におい (新 | 法附則第十四条第三項の国の補助) | とする。  | 条各号」とあるのは「同条第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号   項 |
|----------------------------------|---------------------------------|--|----------------------------------|--------------------------------------|------------------|-------|--------------------------------------|
|                                  |                                 |  |                                  | (新設)                                 |                  | 」とする。 | 項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号     |

| 改正案                               | 現                                 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (年金特別会計の所管大臣の所掌区分等)               | (年金特別会計の所管大臣の所掌区分等)               |
| 第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て | 第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て |
| 支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め  | 支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め  |
| る所管大臣が行うものとする。                    | る所管大臣が行うものとする。                    |
| 一 次に掲げる事務 内閣総理大臣                  | 一 次に掲げる事務 内閣総理大臣                  |
| イ 児童手当交付金の交付に関する事務                | イ 児童手当交付金の交付に関する事務                |
| ロ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十八   | (新設)                              |
| 条第一項の規定による交付金(第六十条第三項において「子どもの    |                                   |
| ための教育・保育給付交付金」という。)及びこれに関する諸費に    |                                   |
| 要する経費の交付に関する事務                    |                                   |
| ハ 子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金(以   | ロ 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第六十八 |
| 下「子ども・子育て支援交付金」という。)の交付及び同法第五十    | 条第二項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」    |
| 九条の二第一項の規定による補助金の交付に関する事務         | という。)の交付及び同法第五十九条の二第一項の規定による補助    |
|                                   | 金の交付に関する事務                        |
| 二 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による   | / 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による   |
| 余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会    | 余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会    |
| 計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入    | 計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入    |
| れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て    | れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て    |
| 支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務(次号に掲げ    | 支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務(次号に掲げ    |

 $\bigcirc$ 

特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)(抄)(附則第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

# る事務を除く。)

#### 二 (略)

会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。2.内閣総理大臣は、前項第一号ニの事務を行うに当たっては、年金特別

3

#### 3 (略

(子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足)

# 第六十条 (略)

2

(略

必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために和四十六年法律第七十三号)第十八条第一項に規定する被用者に係る児和四十六年法律第七十三号)第十八条第一項に規定する被用者に係る児

#### 附則

れることができる。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

# る事務を除く。

### 二 (略)

会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。 2 内閣総理大臣は、前項第一号ハの事務を行うに当たっては、年金特別

ものは厚生労働大臣が行うものとする。
所管大臣が協議して定めるところにより厚生労働大臣が行い、その他のち、同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計のち、同会計の協力に係る支払元受高の管理に関する事務のう

(子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足)

# 第六十条 (略)

2 (略)

#### 附則

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

のは 拠出金」 手当交付金の交付に関する事務」 第二十四号) 支給に関する法律 号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、 年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一 交付金」 七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。 れた同法第一条の規定による改正前の児童手当法 により適用される児童手当法の一部を改正する法律 に関する法律第十八条第 子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。 一項において同じ。 「児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給 とあるのは 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとさ 「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは (平成二十二年法律第十九号) 第二十条第一 「拠出金 ر ا کر 項第一号に規定する被用者に係る子ども手当 (平成二十二年度等における子ども手当の と 「事務」とあるのは 同項中 「児童手当交付金」 (昭和四十六年法律第 (平成二十四年法律 「事務及び子ども 同号中 項の規定 とある 第六十 項第二 仕事

三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法 びに第六十条第 特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一 効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法 に関する特別措置法 成二十三年法律第百七号) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 とあるのは 成 一十四年法律第 一項及び第三項の規定の適用については、 「拠出金 (平成二十三年法律第百七号) 第二十条第一 一十四号) (平成二十三年度における子ども手当の支給等 による子ども手当に関する政府の経理が年金 附則第十二条の規定によりなおその 同号中「拠出 項第二号並 項、 伞 第

2

2

付金、 年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二 に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに子ども・ 二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一項第一号 援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは 手当交付金の交付に関する事務」 条第一項において同じ。 七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。 れた同法第一条の規定による改正前の児童手当法 第二十四号) により適用される児童手当法の一部を改正する法律 支給に関する法律 拠出金」とあるのは 号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、 仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとさ (平成二十二年法律第十九号) 「拠出金 ر ا ا (平成二十二年度等における子ども手当 と 「事務」とあるのは 同項中 「並びに子ども・子育て支 第二十条第一項 (昭和四十六年法律第 (平成二十四年法律 「事務及び子ども 「及び平成二十 子育て支援交 同号中 の規定 第六十 の

効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法 律 三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一 に関する特別措置法 金」とあるのは びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、 特別会計において行われる場合における第五十六条の二第 成二十三年法律第百七号) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成 二十四年法律第二十四号) 「拠出金 (平成二十三年法律第百七号) (平成二十三年度における子ども手当の支給等 による子ども手当に関する政府の 附則第十二条の規定により 第二十条第一項 部を改正する法 同号中 経理 項 な 第二号並 らおその が年 「拠出 伞 第 金

のは 費」とする。 童手当交付金」とあるのは 拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。)」と、「事務」とある 事業費」とあるのは「、仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業 する被用者に係る子ども手当交付金」 る子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定 (昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの 「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、 「児童手当交付金及び平成二十三年度におけ と、 「及び仕事・子育て両立支援 同項中 児

のは 童育成事業費」とする。 並びに子ども・子育て支援交付金、仕事・子育て両立支援事業費及び児 措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金 るのは「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別 びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあ 拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。)」と、 (昭和四十六年法律第七十三号) 第二十条第一項各号に掲げる者からの 「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、 「事務」とある 同項中

並

(年金特別会計における所管大臣の所掌区分等の特例)

第十四条の四

法附則第三十一

条の六の規定により一般会計から年金特別

のは、 会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れる場合における第五十六条の 一第一項第一 「交付並びに同法附則第十四条第三項の規定による補助金の交付 号ロの規定の適用については、 同号口中 「交付に」とある

に」とする。

(新設)